

(第1章から第5章省略)

## 第6章 契 約

(契約の方式)

第31条 機構は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合には、第33条及び第34条に定めるところにより、指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。

2 契約については、第32条から第37条に定める事項以外の取扱いについては、別に定める。

(一般競争契約の方式)

第32条 機構は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 一般競争入札執行の日時及び場所
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(指名競争の要件)

第33条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき
- (2) 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (3) 契約の予定価格が少額であるとき

(随意契約の要件)

第34条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき
- (2) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき
- (3) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき

- (4) 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき
- (5) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき
- (6) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき
- (7) 競争入札の不調等が生じた場合において、中期計画等の達成が困難となるおそれがあるとき
- (8) 現に契約履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき
- (9) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき
- (10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

(落札)

第35条 競争入札は、第32条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、支払の原因となる契約について相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しいものについては、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が機構にとって最も有利な申込み(同項ただし書きにあっては、次に有利な申込み)をもって落札とすることができる。

(契約の解除)

第36条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行につき不正行為があったとき。
- (3) 契約の履行に関し、故意に機構の職員の指揮監督に従わなかったとき。
- (4) その他機構の都合により必要と認めたとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく、相手方に通知しなければならない。

(一般競争契約に関する規定の準用)

第37条 第32条及び第35条の規定は指名競争契約について準用する。

(契約監視委員会)

第37条の2 機構の契約の点検、見直しを行うため、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置する。

2 契約監視委員会の設置に係る規程は別に定める。

(以下略)